

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (Scope3排出量削減のための企業間連携による 省CO2設備投資促進事業)

公募説明資料

令和7年7月

2025年7月11日 ver.1.0

一般社団法人地域循環共生社会連携協会



本説明資料について

本資料は、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業）公募要領をベースに、本補助金の申請にあたってのポイントをまとめた資料です。

本補助金の詳細な事業内容、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は公募要領に記載しておりますので、**応募申請される方は、公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。**

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和7年度予算額 2,000百万円（新規）】

※3年間で総額 5,000百万円の国庫債務負担



バリューチェーン内の代表企業が複数の中小企業等と連携して行う、省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では自社以外の取引先等におけるCO2排出量（Scope3）の削減の重要性が増していることから、バリューチェーンを構成する複数の中小企業等と連携して、Scope3の削減に資する省CO2設備投資を促進することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等が中心）が行う省CO2効果の高い設備の導入を補助金で支援する。

- 主要要件：
 - ・ 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、大企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること
 - ・ 代表企業は、2者以上の連携企業と本事業の合意を締結すること
 - ・ 代表企業は、「GX率先実行宣言」を行っていること
- 補助対象設備：現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入
- 補助率：中小企業：1/2
大企業：1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）
- 補助上限額：1.5億円（1事業者につき）
- 事業期間：最大3カ年

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

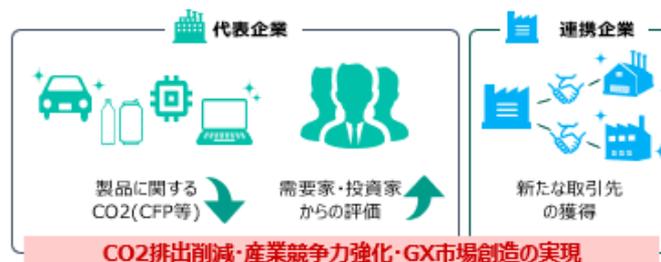
4. 事業イメージ

良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進



バリューチェーン全体の省CO2設備投資の促進

事業効果



お問合せ先： 環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

目次

本説明資料について	1
Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業	2
Ⅰ.事業の目的と性格	4
Ⅱ.全体スキーム	8
Ⅲ.補助対象となる事業	10
Ⅳ.事業スケジュール	20
Ⅴ.補助対象経費	23
Ⅵ.補助対象事業の選定方法	26
Ⅶ.応募に当たっての留意事項	30
Ⅷ.応募申請方法等	39
Ⅸ.その他留意事項	47

- I. 事業の目的と性格
- II. 全体スキーム
- III. 補助対象となる事業
- IV. 事業スケジュール
- V. 補助対象経費
- VI. 補助対象事業の選定方法
- VII. 応募に当たっての留意事項
- VIII. 応募申請方法等
- IX. その他の留意事項等

I. 事業の目的と性格

- 本補助金は、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では自社以外の取引先等におけるCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増していることから、バリューチェーンを構成する複数の中小企業等と連携して、Scope3の排出量削減に資する省CO2設備投資を促進することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図ることを目的とします。
- 代表企業がバリューチェーンを構成する複数の連携企業と連携してScope3の排出量削減に資する省CO2設備投資（現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入）を支援します。
- Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進から得られた情報は、環境省がCO2削減対策の把握や普及広報などにも活用していく予定です。
- 採択者の事業概要、排出量および削減量等の情報を、原則として環境省が公表する予定です。

- 補助事業は、法律及び交付規程等の定めに従い適正に行っていただく必要があります。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、本補助金の交付要綱・実施要領の規定によるほか、**交付規程**の定めるところに従い実施していただきます。

これらの規定を遵守していない場合、交付決定を取消しする場合があります。
また、補助事業完了後、その効果が発現していない場合、補助金返還を求める場合があります。

ポイント👉

- ・ **事業開始（契約・発注）は、交付決定日以降**となります。
- ・ 事業完了後も、環境省に対する**事業報告書（二酸化炭素削減量の実績把握等）の提出**や**適正な財産管理**を行い、効率的運用を図る必要があります。
- ・ 補助事業で整備した**財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合**は、あらかじめ協会に申請を行い、**承認を受ける必要**があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、環境省または協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては**交付決定を取消し**することもあります。

3. 支援対象となるScope3カテゴリー

応募が想定される関係性を考慮し、
代表企業からみて

1 「購入した製品・サービス」

4 「輸送、配送（上流）」

5 「事業活動から出る廃棄物」

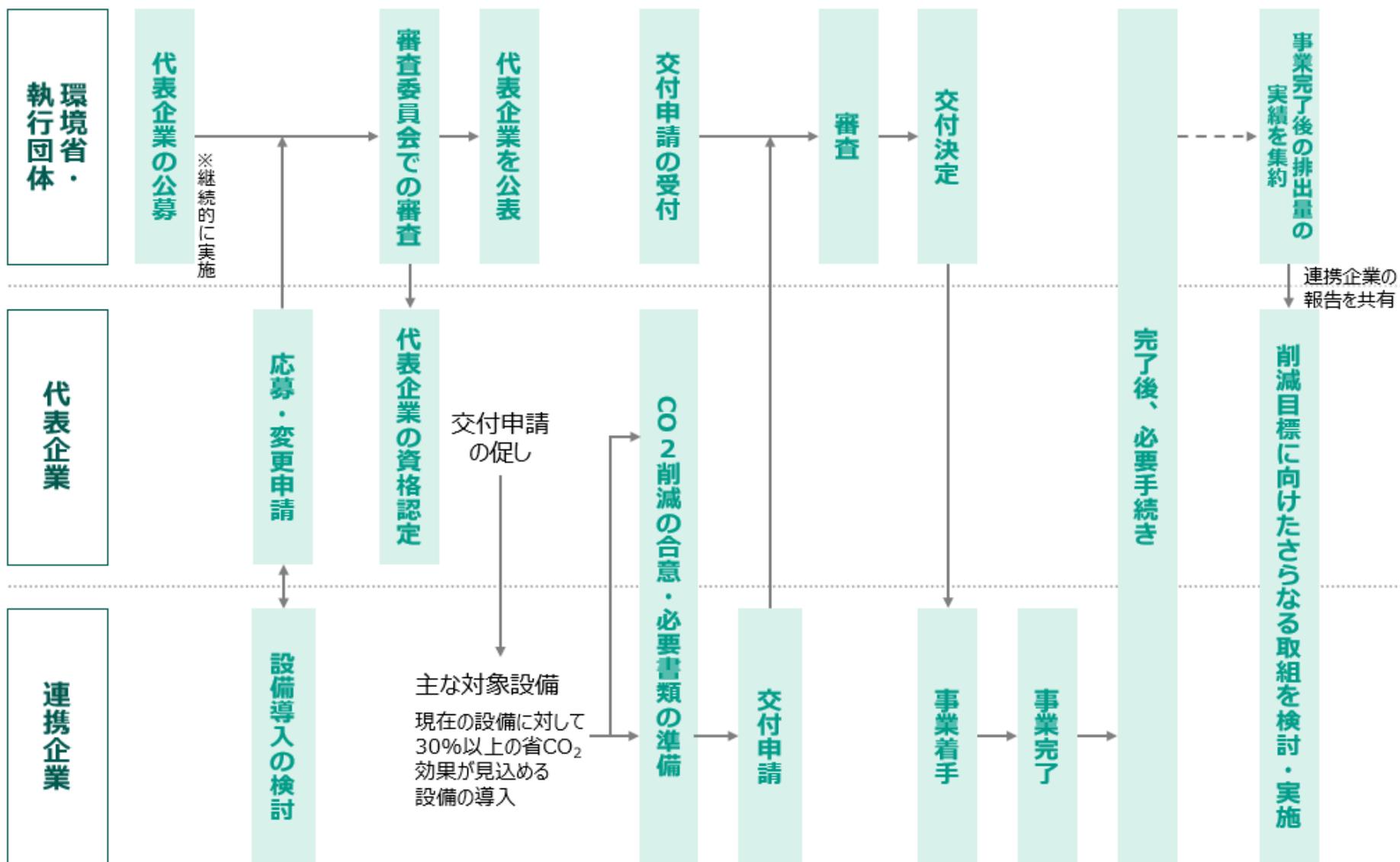
9 「輸送、配送（下流）」

12 「販売した製品の廃棄」 の

Scope3カテゴリーに位置する事業者を
連携企業とします。

1	購入した製品・サービス	応募可能
2	資本財	×
3	Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	×
4	輸送、配送（上流）	応募可能
5	事業活動から出る廃棄物	応募可能
6	出張	×
7	雇用者の通勤	×
8	リース資産（上流）	×
9	輸送、配送（下流）	応募可能
10	販売した製品の加工	×
11	販売した製品の使用	×
12	販売した製品の廃棄	応募可能
13	リース資産（下流）	×
14	フランチャイズ	×
15	投資	×

- I. 事業の目的と性格
- II. 全体スキーム**
- III. 補助対象となる事業
- IV. 事業スケジュール
- V. 補助対象経費
- VI. 補助対象事業の選定方法
- VII. 応募に当たっての留意事項
- VIII. 応募申請方法等
- IX. その他の留意事項等



- I. 事業の目的と性格
- II. 全体スキーム
- III. 補助対象となる事業**
- IV. 事業スケジュール
- V. 補助対象経費
- VI. 補助対象事業の選定方法
- VII. 応募に当たっての留意事項
- VIII. 応募申請方法等
- IX. その他の留意事項等

1.対象事業の基本的要件

申請にあたっては、1.に適合し、また2.の各事業に関する事項に定める要件等をすべて満たすことが必要です。

- (1) 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有する事業であること。
- (2) 申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が**明確な根拠に基づき示されている事業**であること。
- (3) 別添3に示す**暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者**であること。
- (4) 本事業の補助により導入する事業等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていない事業であること。
- (5) **直近2期の決算において連続の債務超過**（貸借対照表の「純資産」が2期連続マイナス）がなく適切な管理体制及び経理処理能力を有すること。

2.事業に関する事項

(1) 対象事業の要件

代表企業がバリューチェーンを構成する複数の連携企業と連携して**Scope3の排出量削減に資する省CO2設備投資（現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入）を促進する事業**であって、以下に示す要件をすべて満たすものとする。

ア 事業参画者

企業の排出量等の状況に応じて、本事業に参画する代表企業と連携企業の要件は下表のとおりとする。

企業の状況	代表企業（応募申請者）となるための要件	補助事業を実施（交付申請者）するための要件	
		代表企業として実施	連携企業として実施
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> 2者以上の連携企業とCO2排出削減の合意を締結する予定であること GX率先実行宣言を行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> 2者以上の連携企業が当該年度の交付決定を受けていること 直近2期で連続の債務超過がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 代表企業とCO2排出削減の合意を締結していること 直近2期で連続の債務超過がないこと
① GXリーグに参画している場合	追加要件は無し		追加要件は無し
② GXリーグに参画していない場合でCO2排出量が20万t以上	※要件の(i)～(iii)を満たすこと		※要件の(i)～(iii)を満たす場合
③ GXリーグに参画していない場合でCO2排出量が20万t未満または中小企業の場合	※要件の(iii)を満たすこと		※要件の(iv)を満たすこと
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> 企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ、職場環境の整理）を進めること 		

2.事業に関する事項

「GXリーグに参加していない場合の要件」

- (i) ・令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）
Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO2排出削減目標を設定し、公表する。
 - ・令和7年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表する。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。
- (ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO2排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表する。
- (iii) 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進する。
- (iv) 温室効果ガスの排出削減のための取組を実施する。
(例：自社の二酸化炭素排出削減目標の策定、自社の省エネ/再エネ目標の策定)

※事業参画者の詳細要件については公募要領（別添1）を参照のこと。

イ 応募申請者

- ・ **代表企業が応募申請すること。**
- ・ 応募申請時の【様式1別紙1-3 Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業 企業間連携の概要】は原則として採択後に環境省が公表する予定です。

2.事業に関する事項

(2) 交付申請者の要件

ア 補助事業の交付申請ができる者は以下のいずれかの者であること。

- ①民間企業
- ②独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③地方独立行政法人法（平成十五年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ⑤社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ⑥医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ⑨その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て協会が適当と認める者
- ⑩地方公共団体（①から⑨のいずれかとの共同申請者であって、①から⑨のいずれかと建物を共同所有する場合に限る。）

2.事業に関する事項

(2) 交付申請者の要件

イ ア①の民間企業について、補助金の交付の対象となるのは、交付申請者が交付申請日までに、上記（1）ア表中「補助事業を実施（交付申請者）するための要件」に関する取組の実施について表明する場合に限る。

以下の事業場は申請できない。

- ・風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業場
- ・旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業場であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業場

ウ 申請者の条件と申請形態（単独申請、共同申請、連名申請）

※詳細は公募要領 P.11をご覧ください。

(3) 代表企業が補助事業を実施する場合の要件

ア 代表企業は**2者以上の連携企業が交付決定**を受けている場合に本事業の交付申請が可能である。

イ アを満たす場合は、代表企業の子会社等が補助事業を実施することも可能である。その場合は、**代表企業グループ全体での補助上限を15億円**とする。

2.事業に関する事項

(4) 交付申請の単位や削減率の考え方

補助事業の交付申請は、補助金を受ける事業者が行い、協会は申請内容に関する確認や補助金手続きも補助金を受ける事業者に対して行う。

ア 交付申請は**排出削減事業所（補助事業を行う工場・事業場）単位**で行う。

工場、事業場の定義及び単位の考え方については、以下の通りです。

工場	継続的に一定の業務として物の製造または加工(修理を含む)の事業のために使用される事業所。
事業場	上記以外の事業のために使用される事業所

イ 補助対象設備は、現在の設備構成におけるCO2排出量と比較して、**事業者単位で30%以上のCO2排出削減ができる設備の導入とする。**（同一事業者のA事業所・B事業所の排出量・削減量を合算して削減率を算出、**ただし1つの事業所では最低限15%以上は削減すること。**）

※CO2排出量、CO2削減量の考え方については公募要領の別添 2 P.43~を参照

※その他の詳細は公募要領 P.12~P.14をご覧ください。

2.事業に関する事項

(5) 補助金の交付額

令和7年度予算目安額 **約20億円**

令和8年度予算目安額 **約20億円**

令和9年度予算目安額 **約10億円**

(※3年間で総額 約50億円の国庫債務負担)

補助対象経費の次の割合を補助します。

算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

補助率：中小企業 2分の1

中小企業以外 (※1) 3分の1

(「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は2分の1とする。※2)

※1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当しない企業者。

※2 1つの排出削減事業所で3,000t-CO2/年以上の削減とし、この排出削減事業所の事業のみが補助率2分の1となる。

補助上限額：15億円

(設備導入をする1事業者あたりの応募事業の後年度分も含めた総額)

2.事業に関する事項

(6) 補助事業期間

補助事業期間：原則として**3年以内**

単年度事業：**交付決定日から令和8年1月31日まで**

複数年度事業：**交付決定日から最終年度の1月31日まで**

(7) 補助対象設備

ア 補助対象となる設備について

事業者ごとに現在の設備構成におけるCO2排出量と比較して、**30%以上のCO2排出削減ができる設備の導入**とする。

- ①電化・燃料転換・高効率化・熱回収等とする。**(太陽光発電設備は補助対象外)**
- ②事業者ごとの費用対効果※1が10万円/t-CO2以下であること。
- ③事業者ごとの投資回収年数は3年以上であること。

※1 費用対効果(円/t-CO2)は以下の算式で求めます。

$$\text{費用対効果} = \frac{\text{「各社の補助対象経費(円)の合計値」}}{\text{「各社のCO2削減効果(t-CO2) x 法定耐用年数(年)※2の合算値」}}$$

※2 導入する設備・機器の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の業種に該当するか確認し、該当する場合は、この耐用年数を適用する。
発電設備や燃料供給設備等のエネルギー供給設備については、当該の設備・機器から電気、燃料等を供給する供給先の設備・機器に準ずる年数とする。

2.事業に関する事項

(7) 補助対象設備

イ 設備導入の要件

補助対象となる設備導入等は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ①効率設備導入によるCO2削減効果（※1）及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること。
- ②本補助事業実施後、償却資産として登録される機器・設備であること。
- ③導入する機器・設備が将来用機器・設備または予備設備等でないこと。かつ、未使用品であること。
- ④導入する機器・設備の能力（出力）は既存機器・設備の能力（出力）と同程度以下であること。
- ⑤置き換えられた既存機器・設備は撤去または稼働不能状態とすること。ただし、機能や能力の代替が一部に留まる等、既存設備機器を撤去・廃止することが不合理と認められる場合には、既存設備機器の継続使用を認める場合があります。
- ⑥導入後の機器・設備の年間CO2排出量は、基準年度の年間CO2排出量※1より少ないこと。

※1 CO2排出量の算定方法は、別添2「CO2排出量、CO2削減量の考え方」を参照ください。

ウ 主要なシステム系統

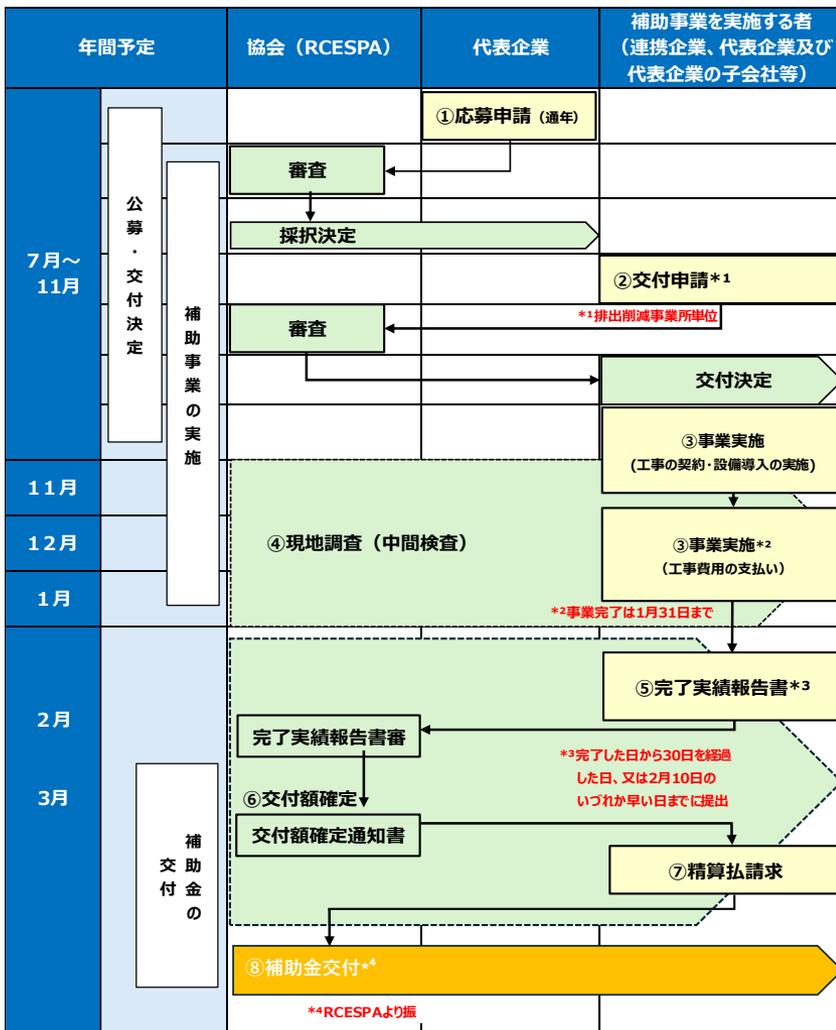
※詳細は公募要領 P.16をご覧ください。

エ 補助対象となるシステム・設備機器

※詳細は公募要領 P.17をご覧ください。

- I. 事業の目的と性格
- II. 全体スキーム
- III. 補助対象となる事業
- IV. 事業スケジュール**
- V. 補助対象経費
- VI. 補助対象事業の選定方法
- VII. 応募に当たっての留意事項
- VIII. 応募申請方法等
- IX. その他の留意事項等

1. 単年度事業（公募から補助金交付まで）

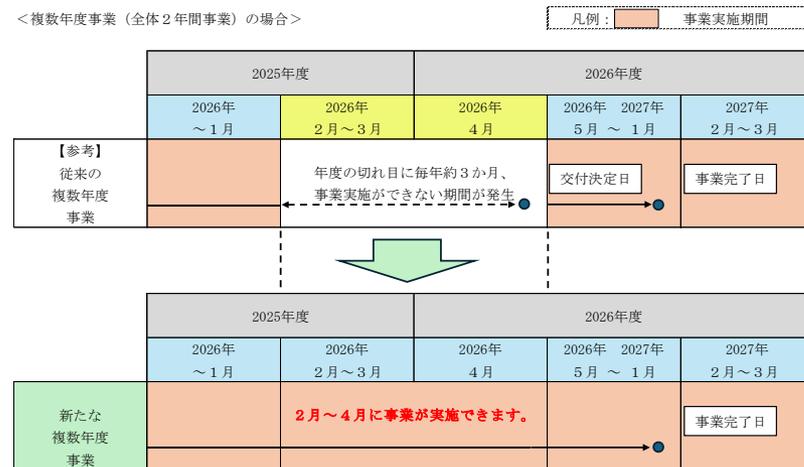


2. 複数年度事業

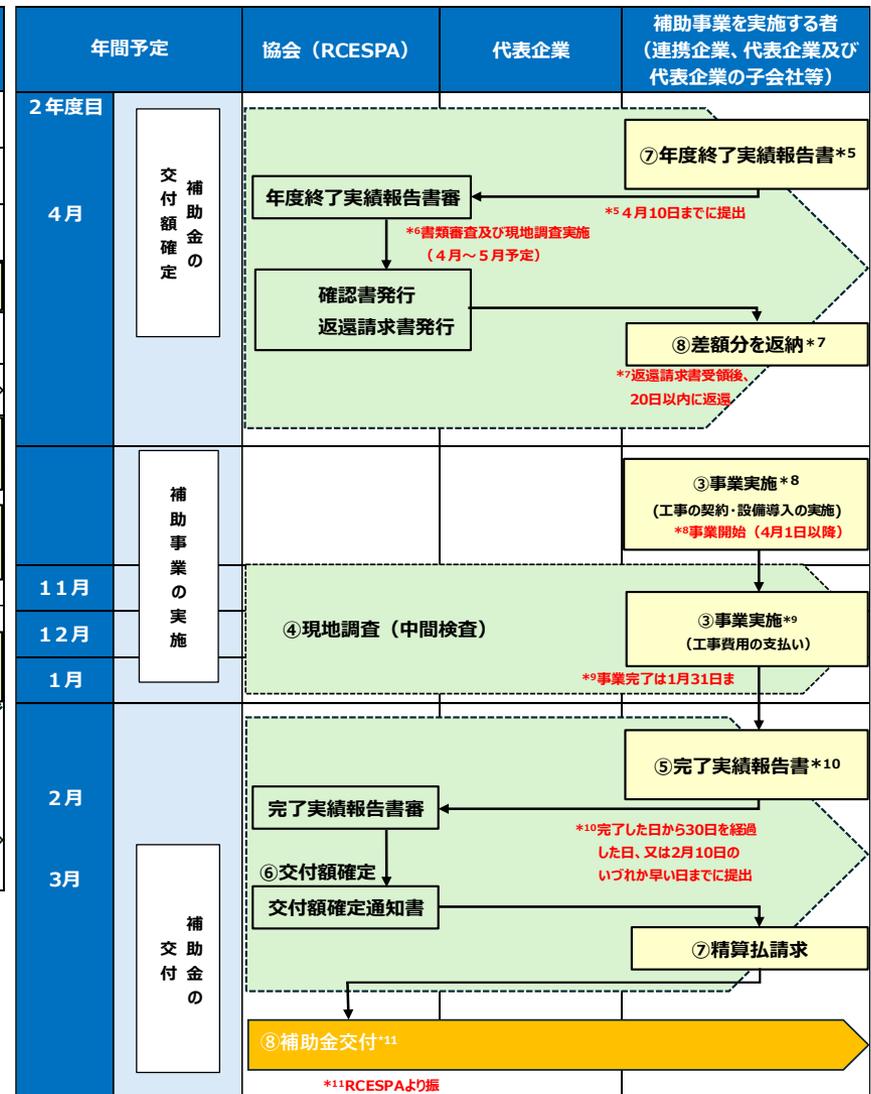
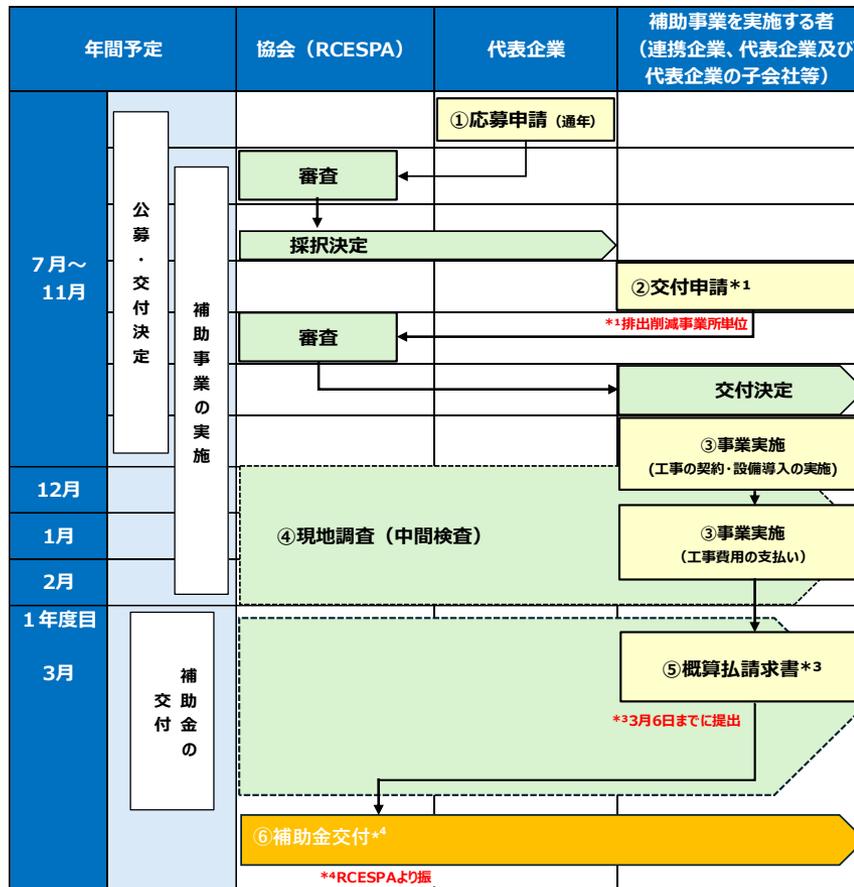
従来の国庫補助金では、投資・事業計画が複数年にわたる事業は、年度の切れ目に数か月間、事業が実施できない期間が発生していた。

本補助金では、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる制度とし、複数年度事業を支援する。

<複数年度事業（全体2年間事業）の場合>



2. 複数年度事業 (全体2年間事業の例 (公募から補助金交付まで))



- I. 事業の目的と性格
- II. 全体スキーム
- III. 補助対象となる事業
- IV. 事業スケジュール
- V. 補助対象経費**
- VI. 補助対象事業の選定方法
- VII. 応募に当たっての留意事項
- VIII. 応募申請方法等
- IX. その他の留意事項等

1. 補助対象経費

補助事業の実施期間中に行われ、補助事業に使用されたことを証明できるものであり、かつ同期間内に補助事業者の支払が完了する※1、高効率設備機器導入や電化・燃料転換を実施して二酸化炭素の排出量を削減する事業に要する、以下の経費であること。（以下、「補助対象経費」という。）

※補助対象経費の詳細は、公募要領別表第1 P.37～P.40をご参照ください。

- ①本工事費（材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費）
- ②付帯工事費
- ③機械器具費
- ④測量及試験費
- ⑤設備費
- ⑥業務費
- ⑦事務費

※1 支払のみ未了の場合は、同期間内に請求書が発行されている場合を含む。

※2 導入後の補助対象設備のCO2排出量の計測のための手段として導入する計測器は補助対象です。

※3 共通仮設費、現場管理費および一般管理費は、補助対象および補助対象外の両方について、合理的な考え方に基づいて求められていることが必要です。

2. 補助対象外経費の例

※詳細は公募要領 P.23～ P.24をご覧ください。

3. 自社調達を行う場合の利益排除

※詳細は公募要領 P.24をご覧ください。

4. ESCOの利益排除

※詳細は公募要領 P.24をご覧ください。

5. 他補助金、減税制度の併用

※詳細は公募要領 P.24をご覧ください。

- I. 事業の目的と性格
- II. 全体スキーム
- III. 補助対象となる事業
- IV. 事業スケジュール
- V. 補助対象経費
- VI. 補助対象事業の選定方法**
- VII. 応募に当たっての留意事項
- VIII. 応募申請方法等
- IX. その他の留意事項等

補助事業者の選定方法

- (1) ・一般公募を行い、審査を経て選定します。
 - ・ **審査結果に対する御意見には対応致しかねます。**
 - ・ 審査結果により付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求める場合があります。

- (2) 応募者より提出された応募申請書をもとに、下表の審査項目に従い、外部有識者等から構成される審査委員会において承認された審査基準に照らした審査を厳正に行います。
その後、審査結果を踏まえ、環境省から交付を受けた予算の範囲内で補助事業の採択を行います。

※企業間で連携してScope3の排出量削減に資する省CO2設備投資の普及促進を図る事業目的を踏まえ、波及効果が顕著なモデル事業として採択をすることがあります。

審査項目

1	申請する補助対象事業のCO2排出削減量の大きさ※ ¹
2	申請する補助対象事業の費用対効果の高さ※ ¹
3	連携企業の数の多さ
4	中小企業の数の多さ
5	代表企業が、SBT、TCFD、RE100、再エネ100宣言 RE Action、エコアクション 21、エコ・ファースト、GXリーグのいずれかについての宣言・獲得・認定取得・参画の有無、または設備更新を行う代表企業の工場・事業場がISO14001の認証を取得の有無
6	代表企業が、「パートナーシップ構築宣言」において、グリーン化の取組について宣言実施の有無
7	代表企業の「デコ活」への参画、「デコ活宣言」実施の有無※ ²
8	2023年度または2024年度の環境省LD-Tech認証製品一覧に登録された製品を使った設備導入の有無 ※ ³

※1 応募申請時に概算で算出したCO2排出削減量または補助対象経費が交付申請の検討段階において**CO2排出削減量は20%以上減少、補助対象経費は20%以上増減する可能性**がある場合は、交付申請前に変更申請のための応募申請書を改めて協会に提出し、承認を受ける必要があります。

※2 ①2050年またはそれ以前のカーボンニュートラル達成など、温室効果ガスの排出削減目標を設定していること。②デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デコ活に関する取り組み。①および②の両方を満たすこと、その資料を提出すること。

※3 **環境省の2023年度または2024年度LD-Tech認証製品一覧**に記載されている製品を導入する場合該当します。**（家庭）に分類される設備機器は加点対象になりません。**

重要：LD-Tech 認証製品を導入する計画で採択され、実施段階でLD-Tech認証製品導入を取りやめた場合、採択取消しとなる場合がありますので、留意ください。

[環境省LD-Tech認証制度](#) | [地球環境・国際環境協力](#) | [環境省](#)

環境省LD-Tech認証制度ページ内にあるLD-Tech認証製品一覧の該当ページPDFを添付ください。

VI. 補助対象事業の選定方法

審査のポイント

ポイント👉

要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択となります。

- ・ 交付規程や公募要領に定める各要件を満たす内容について確実に記載されていること。
- ・ 必要な書類が確実に添付されていること。
- ・ 書類に必要な内容が確実に記載されていること。
- ・ 事業を確実に実施できる資金調達に係る確実な計画を有していること。

- I. 事業の目的と性格
- II. 全体スキーム
- III. 補助対象となる事業
- IV. 事業スケジュール
- V. 補助対象経費
- VI. 補助対象事業の選定方法
- VII. 応募に当たっての留意事項**
- VIII. 応募申請方法等
- IX. その他の留意事項等

1. 実施計画書の記載内容

- ・ 提出した応募申請書の**実施計画書に記載した内容については協会の許可なく変更することはできません。**

2. 交付申請

- ・ 公募により採択された場合は、**設備を導入する連携企業、代表企業及び代表企業の子会社等の排出削減事業所（補助事業を行う工場・事業場）単位で補助金の交付申請書を提出していただきます**（申請手続等は交付規程を参照願います。）。
- ・ **令和7年度中に交付決定を受ける必要があります。**
- ・ 補助金の対象となる費用は、原則として事業実施期間に行われる事業であって、かつ、当該期間中に支払いが完了するものとなります。
- ・ 支払いのみ未了の場合は、工事業者の請求書の発行をもって事業完了とすることができます。
- ・ 採択から交付決定までの流れは協会ホームページに掲載している「補助事業の手引き」を参照願います。

3. 交付決定

- ・協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。
 - (1) 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
 - (2) 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
 - (3) 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

4. 事業の開始

- ・補助事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては **契約・発注日が、協会の交付決定日以降**となるよう注意して下さい。
- ・協会は、事業期間の適当な時期に事業が適切に行われていることを確認するために必要に応じて現地調査等を行います。

ポイント  **契約・発注日**

交付決定前の契約・発注に係る経費は、補助対象外となるため、ご注意ください。

5. 補助事業の計画変更等

- ・補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）は、**計画変更承認申請書を協会に提出**し、承認を受ける必要があります。
- ・補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請書を協会に提出し承認を受ける必要があります。
- ・**補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に協会担当者までご相談ください。**

6. 補助事業完了

- ・補助事業完了は**事業実施年度の1月31日までに工事並びに試運転・調整が完了し、補助対象経費の工事業者への支払いが完了したことをもって事業完了とします。**
- ・支払いのみ未了の場合は、工事業者の請求書の発行をもって事業完了とすることができます。
この場合、補助事業者は精算払請求書を提出するまでに工事業者への支払いを証する書類（領収書等。割賦払いや手形等による支払は不可。）を協会にご提出ください。

7. 完了実績報告及び書類審査等

- ・当該年度の補助事業が完了した時は、**完了後30日以内又は事業実施年度の2月10日のいずれか早い日まで**に完了実績報告書及び取得財産管理台帳を協会宛に提出いただきます。
- ・協会は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

8. 補助金の支払い

- ・補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、**精算払請求書を提出いただきます。その後、協会から補助金を支払うこととなります。**
- ・協会が認める場合においては、必要に応じ、**概算払請求をすることができます。**

9. 不正に対する交付決定の取消し等

- ・応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、**事業の不採択、採択の取消し、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。**

10. 複数年度にわたる事業

- (1) **各年度の補助金上限額は、交付申請書に記載された補助金申請額**となります。
 - (2) **複数年度事業として交付決定された事業は、翌年度4月10日までに年度終了実績報告を協会に提出してください。**
 - (3) 実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。最終年度以外の場合には、概算払請求書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は年度終了実績報告時までには領収書を協会に提出することとする。最終年度の場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までには領収書を協会に提出することとする。）、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。（設備機器及び材料の購入のみは不可とします。）
 - (4) 次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。
 - (5) **複数年度で事業を完成させることを前提として交付決定された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。**
- ・各年度の交付決定額を超える変更は不可であるが、工事工程の変更は可とします。

11. 維持管理

- ・補助事業により導入した設備等の取得財産は、交付規程第8条第1項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、導入に関する各種法令を遵守する必要があります。

12. 二酸化炭素の削減量の把握

- ・補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、交付規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供する必要があります。

13. 事業報告書の作成及び提出

- ・補助事業者は、補助事業の**完了の日の属する年度の翌年度から3年間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに提出**するものとします。
- ・補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出するものとします。
- ・あわせて、**工場・事業場のCO2排出量をEEGSに登録し、その写しも提出**するものとします。

※詳細は公募要領 P.29～P.30をご覧ください。

14. 補助事業完了後の検証

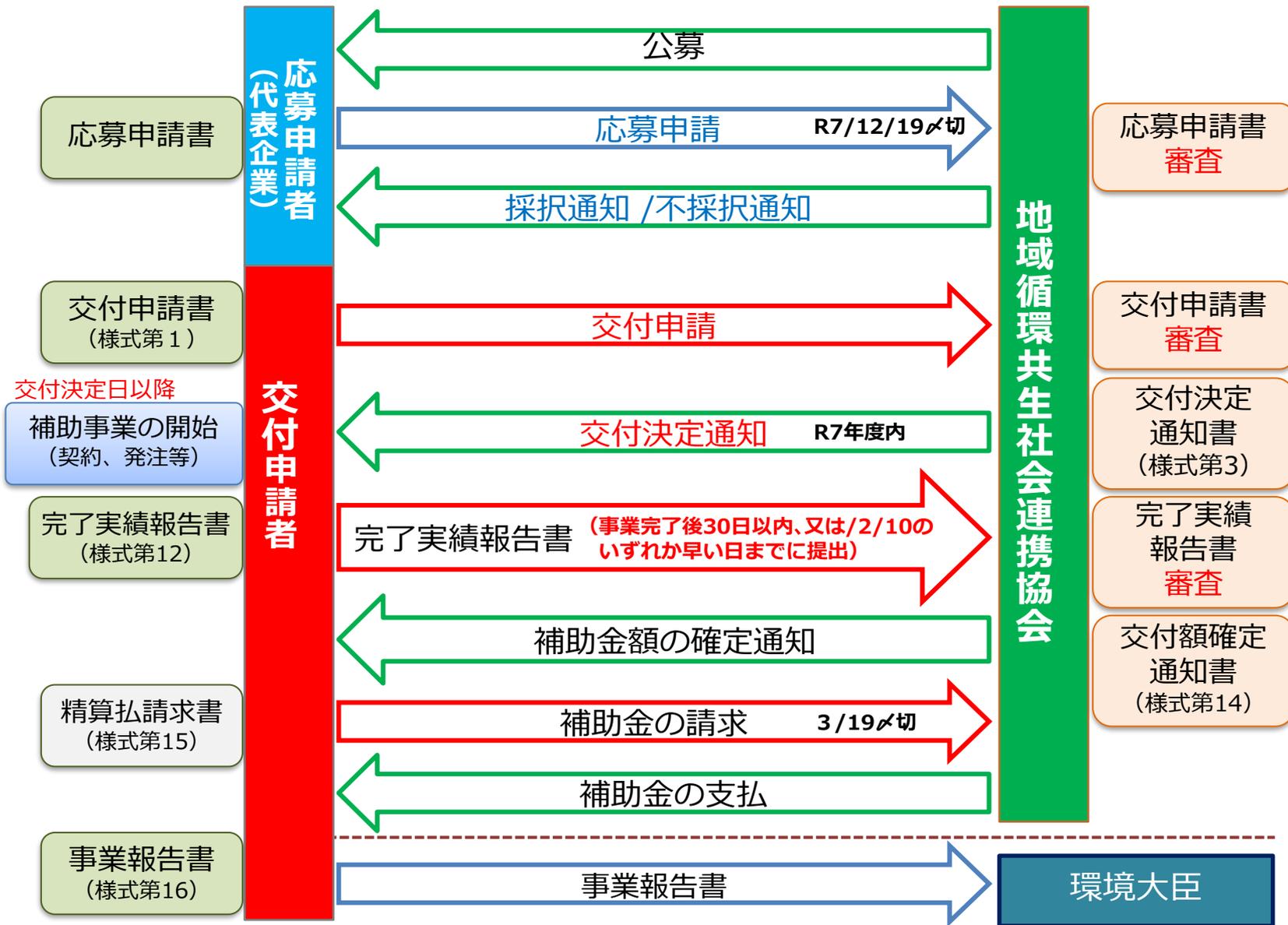
- ・補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果（二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

15. 事業内容の発表等について

- ・本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めてください。
- ・実施内容・成果の公表・活用・社会実装等を行う場合は「Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業」によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示してください。

<参考> 補助事業の流れ

応募申請・採択・交付申請・交付決定から事業開始・補助金支払まで



- I. 事業の目的と性格
- II. 全体スキーム
- III. 補助対象となる事業
- IV. 事業スケジュール
- V. 補助対象経費
- VI. 補助対象事業の選定方法
- VII. 応募に当たっての留意事項
- VIII. 応募申請方法等**
- IX. その他の留意事項等

1. 応募申請書類

- **応募申請書は、代表企業が作成の上ご提出ください。**
- 応募申請書類はJグランツ/jGrants（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）もしくは協会ホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。
- 審査過程において、必要に応じてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- 個人情報の取り扱いについては、公募要領の別添4「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上、ご提出ください。

1. 応募申請書類

・ 応募に当たり提出が必要となる書類は下記の「表 提出書類一覧」のとおりです。

表 提出書類一覧

提出書類		提出 ファイル形 式	(1) 代表企業	(2) 代表企業の 子会社等	(3) 連携企業
1.2	様式 1 応募申請書※1※2、	Excel (分割し ないでく ださい)	○	(○)	—
	別紙 1 実施計画書 ※1、※2、※3		○	(○)	—
	別紙 2 補助対象経費計算書※1		○	(○)	—
表明書	GX要件を満たすことの表明書※1	Excel	○	—	—
3	既存設備及び導入する設備・技術に関する説明資料※4	PDF等	(○)	(○)	○
4	その他参考資料※5	PDF等	(○)	(○)	(○)
4-1	経費に係る根拠資料	PDF等	(○)	(○)	○
4-2	対象設備に関するリース契約書(案)・リース料※6	PDF等	△	△	△
4-3	会社概要が分かる資料※7 及び定款又は法人登記簿	PDF等	○	(○)	○
4-4	決算報告書※8	PDF等	○	(○)	○
4-5	中小企業等を証する書類※9	PDF等	△	△	△
4-6	その他事業内容に必要な補足資料※10	PDF等	△	△	△
4-7	LD-Tech 認証製品に関する資料※11	PDF等	△	△	△
4-8	温室効果ガスの削減目標の設定および「デコ活」に関する資料※12	PDF等	△	△	△

- : 全応募者が提出する書類
- (○) : 補助事業を実施する応募者のみ提出する書類
- △ : 該当する応募者のみ提出する書類

- ※1 応募申請書類はJGrants/jGrants (デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム) もしくは協会ホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いいたします。
複数シートに分かれています、各欄を漏れなく記入してください。Excel形式のまま提出してください。
- ※2 **応募にあたっては、交付規程およびQ & A集を参照し、応募要件等を確認して記載してください。**
- ※3 実施計画書における各欄は、必ず漏れなく記入してください。
- ※4 既存の設備および導入する設備・技術に関して以下の資料を提出ください。
 - ・ 既存の設備の機能が記載された仕様書またはカタログ。これらが無い場合には、代替してください。・ 導入する高効率機器や電化・燃料転換設備の性能が記載された仕様書またはカタログ。
 - ・ その他 (必要に応じシステム構成図等)
- ※5 ・ 代表企業が審査項目5, 6において「有」の場合、その資料のPDFを提出ください。
 - ・ その他参考資料の書式は自由です。PowerPoint形式の場合は表記内容の位置ズレ等の確認のため同じ内容をPDF形式でも提出してください。
- ※6 導入設備の所有者がリース事業者となる場合、導入設備の法定耐用年数をカバーする契約案 (契約延長特約も可) となっている契約書及び補助金の交付によってリース料が減額されていることを示す計算書を提出ください。

1. 応募申請書類

・ 応募に当たり提出が必要となる書類は下記の「表 提出書類一覧」のとおりです。

表 提出書類一覧

提出書類		提出 ファイル形 式	(1) 代表企業	(2) 代表企業の子会社等	(3) 連携企業
1.2	様式1 応募申請書※1※2、	Excel (分割し ないでく ださい)	○	(○)	—
	別紙1 実施計画書 ※1、※2、※3		○	(○)	—
	別紙2 補助対象経費計算書※1		○	(○)	—
表明書	GX要件を満たすことの表明書※1	Excel	○	—	—
3	既存設備及び導入する設備・技術に関する説明資料 ※4	PDF等	(○)	(○)	○
4	その他参考資料※5	PDF等	(○)	(○)	(○)
4-1	経費に係る根拠資料	PDF等	(○)	(○)	○
4-2	対象設備に関するリース契約書(案)・リース料※6	PDF等	△	△	△
4-3	会社概要が分かる資料※7 及び定款又は法人登記簿	PDF等	○	(○)	○
4-4	決算報告書※8	PDF等	○	(○)	○
4-5	中小企業等を証する書類※9	PDF等	△	△	△
4-6	その他事業内容に必要な補足資料※10	PDF等	△	△	△
4-7	LD-Tech 認証製品に関する資料※11	PDF等	△	△	△
4-8	温室効果ガスの削減目標の設定および「デコ活」に関する資料※12	PDF等	△	△	△

- : 全応募者が提出する書類
- (○) : 補助事業を実施する応募者のみ提出する書類
- △ : 該当する応募者のみ提出する書類

※7 事業者の組織に関するパンフレット等、業務概要のわかる資料。

※8 経理状況説明書として直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書。

- ・ 応募申請時点において法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。
- ・ 法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
- ・ 応募申請者が法律に基づく設立の認可を受けている場合は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要しません。

※9 中小企業者に該当する場合、原則該当することを証する資料を提出ください。なお、中小企業に該当する事業者の場合、法人資料で提出する財務諸表で中小企業条件を満たしている場合は、追加資料提出不要です。

※10 その他参考資料
(応募申請書に記載した内容の根拠や補足説明となる資料等)

※11 2023年度または2024年度LD-Tech認証製品一覧の該当製品のページの写し PDF (製品該当ページの PDF を提出ください。)

※12 温室効果ガスの削減目標の設定、および「デコ活」に関する資料のPDFを提出ください。

2.公募期間

令和7年7月11日(金) から令和7年12月19日(金) 17:00必着

※期限を過ぎて着信した申請については、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

※上記に限らず予算額がなくなり次第、受付を終了します。応募状況により予算額の残りを協会のホームページで公表予定です。

3.提出方法及び提出先

原則【J グランツ/jGrants による提出】

【電子メールによる提出（J グランツの使用ができない場合）】

※ 紙媒体による提出は受け付けません。

3.提出方法と提出先 ①

【J グランツ/jGrants による提出】

- ・「応募申請書類」（Excel・PDF ファイル等）を公募期間内（厳守）に J グランツ /jGrants（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）により提出してください。

※J グランツ（デジタル庁） <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※J グランツ よくあるご質問（デジタル庁）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/faq>

<https://fs2.jgrants-portal.go.jp/QAList.pdf>

- ・J グランツでの申請にあたっては、**事前に「G ビズ ID / gBizID」アカウントの取得が必要**となります。**アカウントの取得には 2 週間程度必要なため、「G ビズ ID」アカウントが未取得の場合は応募手続きに間に合うようにアカウントを取得してください。**

※G ビズ ID（デジタル庁） <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

3.提出方法と提出先 ②

【J グランツを使用できない場合】

- ・ **やむを得ず J グランツを使用できない場合に限り（極力 J グランツで申請してください）電子メールによる提出を受け付けます。**
- ・ 電子メールの件名は、以下の記入例に倣って件名に応募事業名（略称）及び法人名を記入してください。また、容量により複数回で送信する場合は、件名の最後に（何通目/全体数）の形式で記入してください。
 - ※送付いただく資料は元のデータ形式での送信が可能な場合は P D F に変換しない等、容量が重くなりすぎないようにご注意ください。
 - ※容量の関係で、送信にあたり多数にメール分割が必要な際は、あらかじめ協会に相談してください。（お問い合わせ先 07scope3@rcespa.jp）

<メール件名記入例>

【株式会社〇〇】 Scope3応募申請書提出（1/3）

<メール申請の宛先>

お問い合わせ用メールアドレスとは異なりますのでご注意ください。

メール申請用メールアドレス：s-scope3@rcespa.jp

- ※受信後に自動返信メールが送付されますので到着確認は当協会からの自動返信メールが届かない場合にのみご連絡ください。

4.お問合せ

〈お問合せ方法〉

ご不明点等ございましたら電子メールにてお問合せ願います。

以下の記載例に倣って件名に法人名を記入してください。

〈メール件名記入例〉

【株式会社〇〇】 Scope3について問合せ

※ Q & A集を参照の上、問合せください。

〈お問合せ先〉

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会 事業部

お問い合わせ用メールアドレス：07scope3@rcespa.jp

〈お問合せ受付期間〉

メール申請用メールアドレスとは異なりますのでご注意ください。

令和7年7月11日（金）から令和7年12月12日（金）12時まで

※ 回答に時間を要することがありますので、早めのお問合せをお願いします。

※ 個別相談も受け付けております*ので協会ホームページよりお申込みください。

* 期間が限られておりますのでご注意ください

- I. 事業の目的と性格
- II. 全体スキーム
- III. 補助対象となる事業
- IV. 事業スケジュール
- V. 補助対象経費
- VI. 補助対象事業の選定方法
- VII. 応募に当たっての留意事項
- VIII. 応募申請方法等
- IX. その他の留意事項等**

1. 補助金の経理について

- ・補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。
- ・これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間又は2. で定める期間を経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

2. 取得財産の管理について

- ・補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。
- ・場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。完了実績報告書の提出時に、様式第11による取得財産等管理台帳も提出してください。
- ・取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

3. 補助金に係る消費税等仕入控除税額について

- ・ 交付規程第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとします。
- ・ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

ポイント

消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して**補助金額を算定し、応募申請書を提出してください。

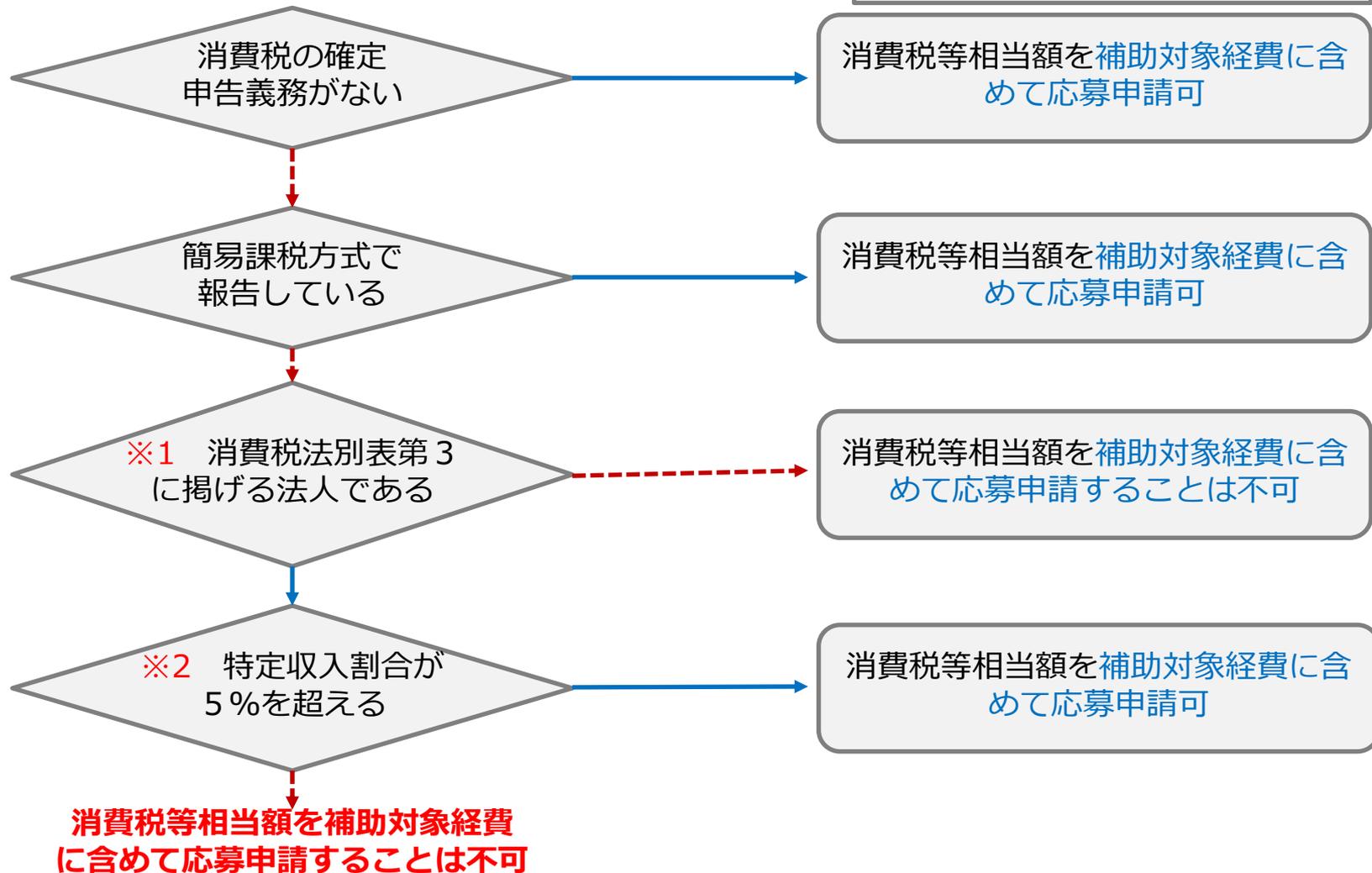
ただし、**消費税を免除されている団体**においては、**消費税を含めて**補助金額を算定することができます。

詳細は次ページのフローチャートで確認してください。

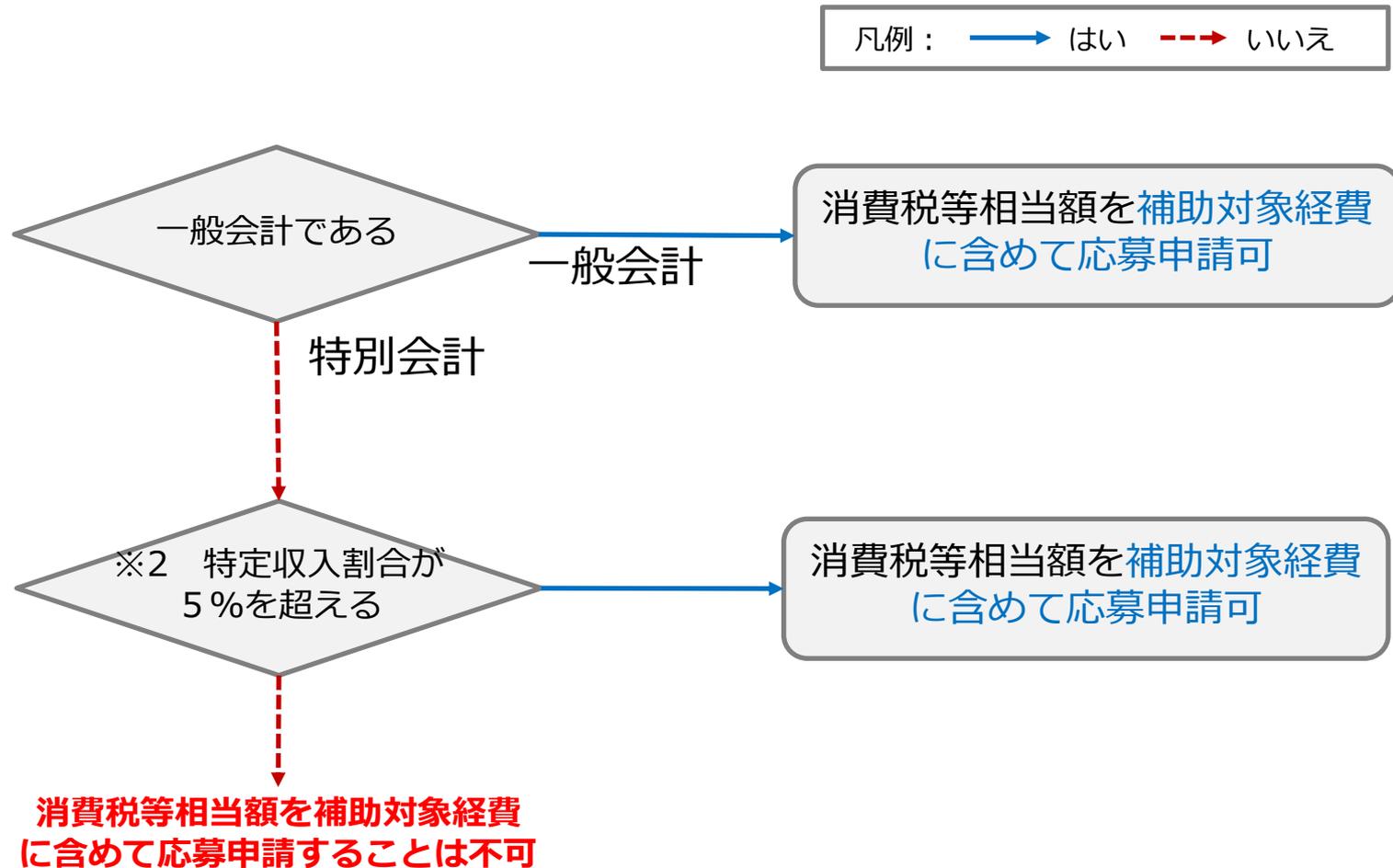
補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額を含めるかどうかは下記のチャート図を参照してください。

①【地方公共団体以外】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい - - -> いいえ



②【地方公共団体】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



※1：消費税法別表第3に掲げる法人（一部抜粋）

一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国立大学法人、社会福祉法人、宗教法人、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る）、商工会連合会（組合員に出資をさせないものに限る）他

消費税法別表第3に該当する法人かどうかは、必ず下記のホームページで確認をお願いします。

ホームページ名：e-GOV 法令検索

<https://elaws.e-gov.jp/document?lawid=363AC0000000108>

※2：特定収入

租税、補助金、交付金、寄付金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金、資産の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金（お布施、戒名料、玉串料など）

特定収入に関する詳細は国税庁のホームページを参照してください。

ホームページ名：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6495.htm>

4. ご協力のお願い

- ・本補助事業で導入した設備及びシステムについては、導入後、別途環境省における委託事業において実証データの取得・分析等の実施を予定しています。
- ・その際は、当該委託事業へ協力をお願いします。

5. 会計検査院による実地検査

- ・補助事業に係る補助金の使途について、補助事業完了後、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から、会計検査院による実地検査が行われる場合がありますので、補助対象経費の根拠資料（領収書等含む。）、申請書を含む補助事業の手続きに係る申請書類等は、適正に整備・保管の上実地検査に対応ください。

6. 申請書に記載されている情報

- ・申請書に記載された情報は、環境省、協会及び環境省が指定する団体限りの取り扱いといたします。
- ・採択された法人名、事業場名及び事業場所在地は公表いたします。
- ・CO2削減計画書の一部は、原則として環境省が公表する予定です。

7. CO2削減効果の事例紹介

- ・CO2削減効果については、環境省において効果的なCO2削減対策の取りまとめ、CO2削減対策としての高効率設備機器導入の把握・普及広報活動を行っています。
- ・補助事業に採択された法人については、個別事例紹介のお願いをすることがありますので、ご理解とご協力をお願い致します。

8. その他

- ・本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「**国庫補助金等**」に該当するため、補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用**を受けることができます。
- ・これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち**固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます**。
- ・これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、**所轄の税務署等にご相談ください**。

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

更新履歴

更新日	版数	頁	項目	更新内容
令和7年●月●日	1.0	－	初版	－